

(独) 医薬基盤研究所節電実行計画

平成24年7月13日

(独) 医薬基盤研究所

「今夏の電力需給対策について」(平成24年5月18日、電力需給に関する検討会合決定)及び「今夏の節電目標の改定方針について」(平成24年6月22日、電力需給に関する検討会合決定)を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所(以下「当所」)が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を下記のとおり定める。

I. 基本的考え方

平成24年5月18日に政府の「エネルギー・環境会議」「電力需給に関する検討会合」が開催され「今夏の電力需給対策について」が決定された。その中で、関西電力管内における今夏の電力需給の見通しは、昨夏の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがあることや、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においても電力需給のひっ迫が見込まれることが挙げられ、各電力会社管内の需要家に対して、ピーク期間・時間帯(※)において、一昨年夏季の使用最大電力の値等を目安とした節電目標に相当する分の節電が要請された。また、その後、平成24年6月22日に開催された同会議において、大飯原発3号機の再稼働に伴う「今夏の節電目標の改定方針について」が決定された。これに基づき、7月10日より節電目標が一部改訂され、関西電力管内の節電目標は15%以上から10%以上に改定された。

当所は、これまでも地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に積極的に取り組んできたところであり、昨夏の節電要請に対しても一昨年比約13%の削減を達成した。関西電力管内においては今夏10%の節電が要請されていることから、昨年同様、充実強化した節電対策を実施する。

(※) 平成24年7月～9月(平日)の9時～20時

II. 目標及び対象施設

- 1 当所の関西電力管内の需要施設である「大阪本所」については、一昨年のピーク期間・時間帯における1時間あたりの最大電気使用量を基準電力値(kW)とし、使用最大電力の大幅な抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯における使用電力量の抑制に積極的に取り組むこととする。

具体的には、上記の基準値の10%の抑制を目指すこととする。

(1時間当たり基準値1040kW、抑制目標値936kW)

- 2 当所の東京電力管内の需要施設である「霊長類医科学研究センター」と「薬用植物資源研究センター筑波研究部」については、今夏の東京電力管内の電力需給の見通しは最低限必要な供給予備率は確保できる見通しであることから「数値目標を伴わない節電」に取り組むこととされているが、大阪本所と同じく一昨年のピーク期間・時間帯における1時間あたりの最大電気使用量を基準電力値(kW)とし、使用最大電力の抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯における使用電力量の抑制に積極的に取り組むこととする。
- 3 薬用植物資源研究センター北海道研究部及び種子島研究部等においても、北海道電力及び九州電力より、一昨年のピーク期間・時間帯における1時間あたりの最大電気使用量を基準電力値(kW)とし、それぞれ、7%以上、10%以上の抑制が要請されていることから、具体的な取り組みを実施し、使用電力の抑制に最大限、取り組むこととする。

Ⅲ. 実施期間

本計画の実施期間は、平成24年7月13日～9月30日とする。

Ⅳ. 具体的取組

上記の「大阪本所」に係る「ピーク期間・時間帯を通じた使用電力量の抑制」を最重要課題とし、これに向けた効果的な取り組みを実施するとともに、「霊長類医科学研究センター」「薬用植物資源研究センター筑波研究部」も含めた当所施設全体として「業務の見直し」、「働き方の見直し・勤務形態の弾力化」及び「庁舎・施設管理における電力使用の抑制」に関する取り組みを総合的に実施することとする。

第3 業務の見直し

1 会議・セミナー等の開催時期の変更等による施設利用の停止

- 関西電力管内における各施設内の会議室を使用する会議、セミナー等(※)については、可能な限り開催数の削減、開催時期の変更等を行い、会議室の利用を抑制して当該管内の節電に協力(※)概ね30人以上が参集する会議等。(大阪本所の図書閲覧室におけるセミナー等)

2 その他の業務の休止、実施時期の変更等

- 関係施設に対する定期検査について、関係施設と相談し、柔軟に実施時期等を設定

- 不急の研究について、中止又は実施時期を変更(※)

(※) 例：所外研究者の共同利用研究（霊長類センター）

○共同利用施設（※）における受入の実施時期を変更もしくは中止

（※）例：NMR施設、共同利用施設（霊長類センター）など

3 業務体制の縮小

○ 職員の休暇の一斉取得の促進等により、1週間程度、電力使用を閉所時相当に抑制

第4 勤務形態の弾力化・休暇の取得促進

1 始業・終業時間の弾力化

○フレックスタイム勤務（※）を奨励し、早出早退勤務を促進

（※）始業時間は7時～10時、終業時間は14時45分～20時

例：7時～15時30分

2 残業の徹底的な縮減、無駄な居残りの撲滅

○ 職員の業務量の適切な管理、業務の見直し、業務負担の平準化、無駄な居残りの撲滅等により、一人当たりの勤務時間を縮減

3 長期の夏期休暇の取得促進

○ 2週間の連続休暇又は2度の1週間の連続休暇の取得を促進するとともに、長期休暇期間中における電力需要の抑制に配慮した家庭生活を奨励

第5 庁舎・施設管理における電力使用の抑制

1 基礎的な電力使用の抑制

○ システムの一部機能の停止・縮小稼働、サービスレベルの見直し

○ エレベーターの稼働台数の半減、近隣階への階段利用の奨励

○ 中水道設備について、汚水の発生量に留意しつつ平日の運転時間を一部制限

2 空調機械の抑制運転

- 冷房の稼働方法の見直しにより、稼働初期の電力ピークを使用制限時間帯以前へシフト、定常運転時における抑制運転（設定温度28度を厳守、気温28度以下は冷房を使わずに窓を開ける）
- 執務場所の集約等による冷房の一部停止
- 給排気設備の運転を一部抑制
- ブラインドの適切な利用の徹底
- クールビズを徹底し、冷房の停止を促す（スーパークールビズの推奨）
- 熱中症の予防や対策の周知

3 照明の抑制

- 定期的な消灯の徹底
 - ・ 休憩時間である12:00～12:45の執務室の消灯を徹底するとともに、平時においても窓際など日の当たりやすい箇所を中心に消灯の徹底に努めること。
 - ・ 18時以降の執務室の照明については、時間外勤務を行っている職員のデスク付近に限定すること
- 蛍光灯の本数の間引き等により、作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明を大幅に削減
- LED又はインバーター照明の積極的な導入

4 O A機器、その他の機器の使用の抑制

- パソコンの省電力モード、スリープモードを最大限活用し、不使用時のシャットダウンを徹底
- コピー機及びプリンターの稼働台数を各課室1台以下に制限
- 研究等の業務用フリーザーの削減
- コーヒーメーカー、電気ポット、卓上扇風機の使用停止。冷蔵庫の大幅な集約化
- 暖房便座、温水洗浄便座の停止

○ 冷水機の停止

○ 自動販売機の消灯

5 使用電力の監視システムの活用

○ 大阪本所における施設については、デマンド監視システムにより使用電力を監視し、目標値を超過する可能性が生じたときは、所内に業務の一時中断を呼びかける

第6 進捗管理の実施

○ 総務部長を本部長とする「医薬基盤研究所節電対策本部」を設置し、各施設における節電対策の取り組み状況を確認・評価するとともに、必要に応じて節電対策のアドバイスをを行い、本実行計画の進捗を管理